# 55

# 拘束時間延長に関する労使協定

ック運転者)についての留意点を解説します。 基準告示」) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(「改善 そこで今回は、 が改正され、令和6年4月から適用されま 拘束時間延長に関する労使協定

田護士 村 裕 郎

田 裕 子

## , 拘束時間延長に関する労使協定 作成にあたっての留意点

#### (1) 第1条

ており、令和6年4月から適用さ

間)となります。

3300時間(最大3400

時

れることとなります。

それに伴い、

令和6年4月から 改善基準告示の内

ことが可能ですが、前述のとお

拘束時間の規制が変更となっ

を締結することにより、

延長する 労使協定

拘束時間については、

働き方改革における時間外労働の

4 時間

(最大310時間)、1年

ところ、(2)改正後は、1か月28 間)、1年3516時間であった 締結した場合、最大320時

自動車運転の業務については、

改正

改善基準告示の

293時間(延長する労使協定を

上限規制の適用が5年間猶予され

象としています。 を定めています。 書式では、トラック運転の業務に る」者を対象としているため、本 の運転の業務に「主として従事す 働者であって、四輪以上の自動車 主として従事する」従業員を対 改善基準告示は、 労基法上の労

束されるすべての時間をいいま 刻から終業時刻までの使用者に拘

の上限が、

①現行では1か月

なお、改善基準告示は、タクシ

憩時間の合計時間であり、

始業時

運転者の拘束時間

(労働時間と休

とでも拘束時間を延長したい場

沿った労使協定を締結する必要が

新たな改善基準告示の内容に

具体的には、たとえばトラック

たため、

新たな改善基準告示のも

適用されます。 容も改正され、

> ク運転者を前提に解説します。 異なりますが、以下では、トラッ 転者、バス運転者によって内容が ー・ハイヤー運転者、トラック運

第1条では、 対象となる従業員

> は該当するとされています。 を超えることが見込まれる場合に する時間が年間総労働時間の半分 超えており、かつ当該業務に従事 する時間が現に労働時間の半分を 人を運搬するために自動車を運転 ついて、実態として、物品または なお、「主として従事する」に

#### 第2条

(2)

に関する労使協定を締結した場 ラック運転者については月の拘束 合、310時間まで延長すること 上限であるところ、 時間について、 改正後の改善基準告示では、 (年6か月まで)。 原則284時間が 拘束時間延長

掲載テ-

拘束時間延長に関する労使協定

専門業務型裁量労働制の同意書 リスキリングに関する規程

労働条件通知書 (改正対応) 12月号 対話型AIの業務利用に関するルール

1月号 病気特別休暇制度

企業実務 2023.

ただし、1か月の拘束時間が2

### 「弁護士田村裕一郎チャンネル」を運営。 **ひろこ** 多湖・岩田・田村法律事務所弁護士。 ゆういちろう 多湖・岩田・田村法律事務所弁護士。YouTubeに

#### 拘束時間延長に関する労使協定

株式会社○○と従業員代表□□は、「自動車運転者の労働時間等の改善のため の基準 | 第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間(始業時刻から 終業時刻) に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定の適用対象者は「トラック運転の業務に主として従事する従業 員」とする。

第2条 1か月(起算日:各月1日)および1年(起算日:4月1日)の拘束時 間は次の表のとおりとする(単位:時間)。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
270	270	270	270	270	270	270	310	310	310	270	310	3400

第3条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までと する。

第4条 本協定に基づき1か月および1年の拘束時間を延長する場合において も、1か月の時間外および休日労働時間数の合計が100時間未満となるよう 努めるものとする。

第5条 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、○日前ま でに協議を行ない、変更を行なうものとする。

以下略

以上

3 労使協定の締結により3400時 また、 00時間 年間の拘束時間 が上限であるところ、 ば 原 則

284時間を超える (3) 間 第3条

3

までとする必要があります。

4時間を超える月は連続3か

涥

ついては、

ことはできません。

しているため、

前後の10

月、

2 月

12

1月を最大の310時間と

たとえば、

本書式では、

11月、

準告示の適用は、 前述のとお 本書式では、 ŋ 改正 令和6年 一後の改善基 有効期間 -4月か

まで延長することができます。

にしています。 (4) を令和6年4月 1日日 からの1年間

4月から自動車運転の業務にも適 労働時間 第4条 の上 限規制が ?令和 6

でとの規制についても適 20時間)であり、 労働 れません。 時間を超える回数が年6 ついては適用されず、 月平均80時間以内」 労働と休日労働の合計が「月 業務の場合、 用されますが、 協定を締結する場合の時間外 一般の労働者については7 て、②の月100時間未満 ただし、 00時間未満」「2~6 の上限は年960時間 改善基準告 ①特別条項付き 自動車運 の規制に ②時間外 ③ 月 示に 用さ 口 転 45 か

場合、 えられます。 とえば、 変更手続きの完了期限は、 可能性を確保する観点から、 従業員と会社の双方の予測 もっとも、 14日前に 1か月前にすべ それが難 することも考 へきで じい

(5)

第5条

旨を規定しています。

いるため、

本書式例ではその

ついては努力義務とされて

73